

京都市流水占用料等減免基準

令和 6 年 3 月 2 7 日 建設局長決定

令和 7 年 3 月 1 4 日 改正

(目的)

第 1 条 この基準は、京都市準用河川流水占用料等に関する条例第 4 条第 3 号及び京都市水路等管理条例第 1 5 条第 3 号に係る流水占用料等の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象となる工作物、物件又は施設)

第 2 条 次の各号に掲げる工作物、物件又は施設を設置する目的で土地を占用するときは、流水占用料等を全額免除することができる。ただし、第 1 3 号に該当する場合については、5 0 パーセント減額とする。

- (1) 地方財政法第 6 条に規定する公営企業に係る工作物、物件又は施設
- (2) 鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業に係る工作物、物件又は施設
- (3) 公職選挙法による選挙活動のために使用する立札、看板その他の物件
- (4) 公衆の利便に著しく寄与すると認められる掲示板
- (5) テレビジョン電波の受信障害を防除するために必要と認められる共同受信施設
- (6) 雨水及び汚水を水路等に排出するための排水管
- (7) ガス、電気、電気通信、水道及び下水道の各戸引込管
- (8) 祭典及び縁日のために臨時に使用するもの
- (9) 農業用通路橋
- (10) 上空線
- (11) 伝統的建造物群保存地区内の通路橋
- (12) 不特定多数の者が利用する通路橋又は既に暗渠化等されている市有水路を現況のまま不特定多数の者が利用する通路
- (13) 市長が街灯を設置している電柱又は電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。）で、当該電柱又は電話柱の設置者からその使用料を徴収されていないもの
- (14) 電線共同溝に敷設する電線その他の線類及び管路並びに変圧器その他の当該線類と一体的に設置される設備（地上に設置されるものを含む。）
- (15) その他市長が占用料を徴収することが著しく不適當であると認めるもの

附 則（令和 6 年 3 月 2 7 日決定）

この基準は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 4 日決定）

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。